

東京都後期高齢者医療広域連合 情報セキュリティマネジメントシステム基本方針

東京都後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）では、後期高齢者医療制度の運営に当たって、被保険者の個人情報をはじめとする重要な情報を多数取り扱っています。

今日、情報は組織としての資産であり、情報資産を守ることは、都民の権利や利益を守るとともに、広域連合が安定的かつ継続的に制度を運営していく上で欠かすことができません。

このため、広域連合は情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、推進するために、以下の取組を実施します。

1 法令等の遵守

情報セキュリティに関する法令、規則や契約上の義務を遵守するとともに、情報セキュリティ対策のための基準や手順を策定し、遵守します。

2 管理体制の確立

情報セキュリティ対策に取り組むため、最高情報セキュリティ責任者のもと、全庁的な体制を確立し、職員等に対して必要な教育を実施します。

3 リスク対策の実施

保有する情報資産の管理を徹底するため、適正なリスク評価基準のもと、検出されたリスクに対して人的・組織的・技術的な安全管理措置を実施します。

4 事故への対応

万が一、情報セキュリティ事故が発生した場合には、被害の拡大を防止するために迅速に対応するとともに、原因を究明し、再発防止策を講じます。

5 継続的な改善

情報セキュリティ対策に関する目標管理や自己点検、及び日常的な監視活動や定期的な監査を通して、継続的に情報セキュリティの維持・改善を図ります。

制定日 平成19年3月1日
最終改正日 平成27年1月9日
東京都後期高齢者医療広域連合長